

## 感染症の登園基準一覧表

### 1. 医師の診断を受け、保護者に記入していただく登園届けが必要な感染症

病名	登園のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	全ての発しんが痂皮化していること
突発性発しん	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※医師の診断を受け登園可能なことを確認してください。